円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA3 令5 ＝0.00634

AA3 令6 ＝0.00908

AA3 令7 ＝0.01363

Z4n　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥、令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑥並びに２（１）⑥又は令和７年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑥並びに２（１）⑥において定める事業（以下「電動車の導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA4 令5 ＝0.00380

AA4 令6 ＝0.00545

AA4 令7 ＝0.00818

AB　令和４年度に発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AC ＝0.00838

AB2n　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AC2 令5 ＝0.00380

AC2 令6 ＝0.00545

AC2 令7 ＝0.00818

AB3n　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を

Y3 令5 ＝0.00634

Y3 令6 ＝0.00908

X4n　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥又は令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥において定める事業（以下「電動車の導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y4 令5 ＝0.00380

Y4 令6 ＝0.00545

Z　令和４年度に発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA ＝0.00302

Z2n　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AA2 令5 ＝0.00380

AA2 令6 ＝0.00545

Z3n　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を